



## 報道資料

平成19年10月31日  
中国電力株式会社

### 保安規程の改正について

当社は、電気事業で使用する電気工作物について、点検や検査方法等の保安管理を定めた保安規程を改正し、本日、経済産業省に届け出ました。

これは、本年8月9日、「電気事業法施行規則の一部を改正する省令」が公布されたことから、この改正を当社の保安規程に反映させるために行うものです。

保安規程改正の概要は次のとおりです。

#### ○保安規程改正の主要項目

項目	改正の概要
関係法令、保安規程遵守の体制構築	・電気事業法、これに関係する法令および本規程遵守が確実に行われるようにするための体制を整備して活動することを定める。
保安教育の充実	・保安教育を計画的に実施し、定期的に内容を評価して改善していくことを定める。
保安活動の計画的実施と改善	・発電用電気工作物の安全な運用を確保するため、保安活動を計画的に実施するよう定める。 ・保安活動を評価し、必要な改善を行うことを定める。
保安活動に必要な文書の適切な管理	・保安に必要な基本となる文書を明記する。 ・発電用電気工作物の保安（工事、維持、運用）に必要な文書について、管理手順を定めることを明記する。
保安に関する調達管理	・発電用電気工作物の保安に関連する物品・役務の外部からの調達について、管理手順を定めることを明記。
保安規程の定期的な点検と改善	・保安組織の見直しや関係法令の見直しなどに関して、都度または定期的に点検を行い、必要な変更を行うよう定める。

#### 【参考】

- ・当社は、発電設備の点検結果を受けた経済産業省からの行政処分として、本年5月7日に保安規程の変更命令を受け、7月31日に変更の申請、届出をしています。

以上